

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月24日
【会社名】	株式会社アルプス技研
【英訳名】	Altech Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今村 篤
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
【電話番号】	045-640-3700(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営企画部長 渡邊 信之
【最寄りの連絡場所】	神奈川県相模原市緑区西橋本五丁目4番12号
【電話番号】	042-774-3333(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営企画部長 渡邊 信之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 27,945,000円 (注) 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	15,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 募集の目的及び理由

本募集は、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2018年2月14日開催の取締役会及び、2018年3月28日開催の第37回定時株主総会において導入することが決議された譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)に基づき2022年3月24日開催の当社取締役会決議により行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の募集は、本制度に基づき、譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社を対象取締役4名に対して支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付させることにより、自己株式の処分の方法によって行われるものです。また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と当社を対象取締役4名と譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結し、本割当契約により交付された株式(以下「本株式」といいます。)について、本割当契約に定める一定期間(以下「本譲渡制限期間」といいます。)中、自由に譲渡、担保の設定その他の処分をすることができないものとし、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償で取得するものいたします。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

<本割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

2022年4月15日～2042年4月14日

上記に定める本譲渡制限期間において、当社を対象取締役は、当該割当対象者に割り当てられた本株式について譲渡、担保の設定その他の処分をしてはならないものいたします。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、対象取締役が本譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の取締役、監査役、相談役、業務執行役員、顧問又は使用人のいずれの地位も喪失した場合には、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由があるときを除き、当該いずれの地位も喪失した直後の時点で本株式の全部を無償で取得するものいたします。

(3) 譲渡制限の解除等

当社は、対象取締役が本譲渡制限期間中に継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、相談役、業務執行役員、顧問又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除するものいたします。対象取締役が、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の取締役、監査役、相談役、業務執行役員、顧問又は使用人のいずれの地位も喪失した場合には、当該いずれの地位も喪失した直後の時点で、本株式に係る払込期日(以下「本払込期日」といいます。)を含む月から当該いずれの地位も喪失した日を含む月までの月数を12(本株式報酬の対象である1年間に相当する月数)で除した数(ただし、計算の結果、1を超える場合には1とします。)に、本株式の数乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。)の本株式について、譲渡制限を解除するものいたします。また、当社は、上記の規定に基づき本払込期日を含む月から地位を喪失した日を含む月までの期間に対応する本株式について譲渡制限を解除する場合、当該いずれの地位も喪失した時点で譲渡制限が解除されない本株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

(4) 株式の管理に関する定め

本株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理するものいたします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画、その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前の時点で、本払込期日を含む月から当該承認の日(以下「組織再編等承認日」といいます。)を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。)に、本株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。)の本株式について、譲渡制限を解除するものとしたします。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点で譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得するものとしたします。

(6) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額については、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の前営業日(2022年3月23日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,863円としております。これは、当該取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的でかつ、特に有利な価額に該当しないものと考えております。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	15,000株	27,945,000	
一般募集			
計(総発行株式)	15,000株	27,945,000	

(注) 1. 「第1【募集要項】 1【新規発行株式】 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象取締役に割り当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 現物出資の目的とする財産は、本制度に基づく当社の第42期事業年度(2022年1月1日～2022年12月31日)の譲渡制限付株式付与のため対象取締役に対して支給された金銭債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)
当社の取締役：4名()	15,000株	27,945,000

社外取締役を除きます。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,863		100株	2022年4月15日		2022年4月15日

(注) 1. 「第1【募集要項】 1【新規発行株式】 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象取締役に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした本募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第42期事業年度(2022年1月1日～2022年12月31日)の譲渡制限付株式付与のために支給された金銭債権を出資財産とする現物出資により行われるものであり、金銭による払込みはありません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アルプス技研本店	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 譲渡制限付株式付与のために支給された金銭債権を出資財産とする現物出資によるものであり、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	77,000	

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、本制度に基づき割当対象者に対して支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるため、手取額はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第40期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) 2021年3月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第41期第1四半期(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日) 2021年5月14日関東財務局長に提出

事業年度第41期第2四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月11日関東財務局長に提出

事業年度第41期第3四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月12日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2022年3月24日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年3月30日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)提出日以後、本有価証券届出書提出日(2022年3月24日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日(2022年3月24日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社アルプス技研本店
(神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。